

岐阜市民病院開放型病床共同利用実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、岐阜市民病院（以下「病院」という。）と地域医療機関が密接に相互協力し、医療技術の向上を図り、もって地域医療の発展に貢献するため病院に開放型病床を設置し、共同利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「登録医」とは、病院以外の医師で次項に定める開放型病床を利用できる者をいう。

2 この要綱において「開放型病床」とは、登録医が、この要綱の規定により病院に入院させた自己の患者に対し、病院職員と共同して診療を行うことができる病院内の病床をいう。

(登 録 医)

第3条 登録医となることを希望する者は、地域医師会会長の推薦を得て岐阜市民病院長（以下「病院長」という。）に登録届出書（様式第1号）により届け出なければならない。

2 登録期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、登録医から登録期間終了の2か月前までに登録を更新しない旨の意思表示がない場合は、登録は、更新されたものみなす。

(登録医の待遇)

第4条 登録医は診療上必要と認める事項については、職員に準じた便宜を享受することができる。

(地域連携室)

第5条 開放型病床の運営等に関する事務は、地域連携室が行う。

(患者の入院)

第6条 登録医が自己の患者を開放型病床に入院させるときの手続は、次のとおりとする。

- (1) 登録医は、開放型病床入院申込書（様式第2号）及び岐阜市民病院開放型病床入院同意書（様式第3号）を地域連携室に提出する。
- (2) 入院を決定したとき地域連携室は、登録医及び患者に対して入院日時、担当医及び病棟師長の氏名等の必要事項を通知する。

(患者の退院等)

第7条 患者の退院及び退院後の治療方針については、担当医と登録医が協議して決定する。

2 担当医は、退院サマリー（患者の入院から退院までの経過、検査の結果、治療法、今後の方針等をまとめたものをいう。）2部を作成し、病院及び登録医が各1部を保管する。

(診療上の責務)

第8条 登録医は、開放型病床で診療業務に従事するに当たっては、担当医と連携及び協議を行うとともに、病院の規則その他の取決め等に従うものとする。

(診療及び指導)

- 第9条 開放型病床における診療に当たっては、病院医師が担当医、登録医が副担当医となる。
- 2 登録医が医薬品及び診療材料を使用する場合は、病院の採用品を使用するものとし、病院が採用していない品目については、病院と別に協議する。
- 3 診療の時間は、原則として、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午後1時から午後4時までとする。ただし、担当医の了解があるときは、この限りでない。
- 4 登録医が診療のため来院するときは、あらかじめ地域連携室に来院日時を連絡するものとする。
- 5 登録医が診療のため来院したときは、共同指導入院診療録（様式第4号）及び共同指導票（様式第5号）に必要事項を記載し、共同指導票のうち2枚（カルテ用及び医事室用をいう。）を看護師詰所に提出するとともに、残り1枚を持ち帰り診療録に添付するものとする。

(医療過誤)

- 第10条 開放型病床での診療及び共同指導において、通常の行為中に発生した医療過誤による事故については、病院側の責任とする。

(運営協議会)

- 第11条 開放型病床の効率的かつ円滑な運営について協議するため、岐阜市民病院開放型病床運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。
- 2 運営協議会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(症例検討会)

- 第12条 病院長は、開放型病床において最適な治療が行われるよう努めるため、適宜、症例検討会を開催することができる。

(委 任)

- 第13条 この要綱及び開放型病床の取扱いについて必要な事項は、運営協議会の議を経て、病院長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年12月17日から施行する。

(登録期間の特例)

- 2 平成16年度における第3条第2項の登録期間については、同項の規定にかかわらず、平成17年 月 日から平成17年3月末日までとする。